



JAL不当解雇撤回ニュース

No596 号 2020.03.04
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

オリパラ組織委員会と面談！



日時・場所 2月25日 9時30分～10時、トリトンスクウェア Z 棟 29 階
出席者 組織委員会 : 荒田持続可能性部長、日比野課長
JAL 争議団 : 上条弁護士、山口乗員団長、内田客乗団長

争議団と弁護士からの説明

- 山口団長から、解雇から現在までの状況を説明
- 上条弁護士から主に、ILO と組織委員会との協力覚書を踏まえ、国際労働基準の遵守・尊重、ILO 条約・勧告や多国籍企業三者宣言などの解説と法的な側面から問題点を説明
- 内田団長から、これまでの ILO4 次勧告までの流れと客乗採用問題、昨年 10 月 ILO を訪問した時の高官の反応などを説明

日比野課長からの質問

- 解雇された人たちに団交権はあるのかどうか。
- 団交を行わない場合、国内法でどうなるのか。
- 客乗の採用問題について、ILO 勧告との関連での採用数の推移。
- 客乗応募者数(分母)について。「既卒」の意味。
- 経験者とはどういう人を指すのか。

荒田部長とのやり取り

山口団長：ILO と組織委員会との協定で、国際労働基準違反など、根本的問題については理事会で議論するのですか？ 会議体などはあるのですか？ 昨年 10 月に提出した要請書はどのようになっていますか？

荒田部長：会議体はありません。JAL の件も組織委員会の中で幹部を含めて共有させて貰っています。JAL の方にも会って説明しています。

山口団長：JAL 側の反応はどうでしたか？

荒田部長：お会いした時に JAL がどう反応したかは、申し訳ありませんが差し控えさせていただきます。個別の労使協議について扱うことはしません。多くの企業に ILO と組織委員会との協定の趣旨を理解して頂くことが大切です。

内田団長：JAL は ILO から 4 回の勧告を受けていますので、国際労働基準は十分理解をしているはずですが、対応が伴っていません。

荒田部長：今回の要請を受けて、改めて組織委員会として共有し JAL にもお伝えします。

3月3日、オリパラ組織委員会が入っているトリトンスクウェア前で、64名が参加し、支援共闘会議主催の宣伝行動が行われました【右の写真】。1月23日に続いて2度目になります。同じオリパラ公式スポンサーである明乳争議団とフィリピントヨタ争議団からも連帯あいさつを頂きました。

